

広報こしみず広告掲載取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小清水町が発行する広報こしみず（以下「広報」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 広報に掲載する広告は、広告内容を四角の枠内に表示することとし、その範囲は、小清水町広告掲載に関する要綱第4条に掲げるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、小清水町広告掲載申込書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときはその内容を審査し、小清水町広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

(広報原稿の作成及び提出)

第4条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町が指定する方式により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

(広告掲載の位置及び掲載順序)

第5条 広告を掲載する位置は町長が定める位置とし、掲載順序は次に掲げる順位に従い掲載する。

(1) 町内に事業所等を有するものの広告

(2) 町外に事業所等を有するものの広告

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は1月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 1枠 縦 50mm×横 175mm

(2) 半枠 縦 50mm×横 85mm

(広告の掲載料等)

第8条 広告の掲載料(月額)は1枠5,000円、半枠3,000円とし、
広告主は第3条第2項の決定のあった日の翌日から起算して20日以内
に、広告掲載料を納入しなければならない。

2 広告の掲載数は、町長が別に定める。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、広報により行うものとする。

(広告掲載の取消)

第10条 町長は、次の各号に該当する場合は、当該広告の掲載を取り
消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合

附 則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

この規則は、平成26年4月1日から施行する。